

2012年8月27日

御取引様各位

エバークリーン株式会社
代表取締役 社長 加藤 栄作

処理後物汚泥の搬出開始及びマニフェストE票返送再開について

謹啓

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。また、標記の件につきご心配おかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

さて、弊社千葉支店（千葉県野田市二ツ塚）にて2012年3月7日から6月15日の期間で中間処理しました汚泥について、放射性物質濃度の問題から二次委託処理ができず、現在弊社千葉支店内に保管をしております。

弊社では、保管中の処理後物汚泥について、環境省ならびに関係自治体に相談をしながら放射性物質濃度を測定し、放射性物質汚染対処特措法に基づく指定廃棄物申請対象に当たるもの、廃棄物処理法に基づく適正処理対象に当たるものを分別し、二次委託先（最終処分）との処理委託契約締結を進めてまいりました。

この度、8月29日より処理後物汚泥を新しい二次委託先へ搬出をし、二次委託処理（最終処分）が再開されることになりました。

弊社はこれまで埋立処分を行わずリサイクル率100%を行ってまいりましたが、放射性物質が含まれる廃棄物を従来通りリサイクル率100%で処理を行うことは非常に困難であり、今回より最終処分先として管理型埋立処分での処理とリサイクル処理を合わせて実施していくこととしました。

これに伴い、2012年3月7日から6月15日までの期間で、汚泥を回収処理させていただきましたお客様につきましては、廃棄物処理法に基づき、新たな処分先情報を記載した「追加合意書」を弊社よりお送り致します。また、二次委託処理（最終処分）が完了次第、マニフェストE票を順次返送致します。

二次委託処理（最終処分）が開始することにより、廃棄物処理法によるマニフェストE票の返送期間（180日間）内に全てのお客様にE票が返送されますのでご安心下さい。

今回のことで、現在、一時停止しております千葉支店、東北支店エリアでの汚泥回収業務の再開についても、早急に改めてご連絡させていただき準備を社内にて進めております。

長くお取引引きささせて頂いております御客様には大変なご迷惑をおかけいたしますことを心よりお詫び申し上げます。ついては、本件に何とぞご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、今回の二次委託処理（最終処分）についての詳細については、次ページの下記のとおりとなっております。

謹白

記

(現在、弊社にて保管している処理後物汚泥について)

○保管量：約 800 トン (フレキシブルコンテナ 771 袋)

(処理後物汚泥の放射性物質濃度測定結果)

①放射能濃度が一定基準を超える汚泥：約 30 袋

*セシウム 134 とセシウム 137 の合計値が 8,000Bq/Kg を超えるもの

②通常産業廃棄物として処理可能なもの：約 740 袋

*セシウム 134 とセシウム 137 の合計値が 8,000Bq/Kg 以下のもの

(処理後物汚泥の処理方法)

① 放射性物質汚染対処特措法第 18 条に基づき、指定廃棄物登録への申請

② 産業廃棄物として適正処理

(追加合意書について)

新たな処分先について必要情報を記載しております。

(マニフェストE票について)

2012 年 8 月 29 日より二次委託処理（最終処分）を開始後、順次返送致します。

最終処分先記載欄には、二次委託先の情報に加え、放射性物質汚染対処特措法第 18 条に基づき、指定廃棄物登録への申請をする旨を記載致します。

(弊社千葉支店エリアでの汚泥回収業務再開について)

現在、環境省ならびに関係自治体と再開に向けて最終準備を進めております。

再開日が正式に決まりましたら、改めてご連絡させていただきます。

以上